

# 国民年金

## 一 納めて安心 国民年金 一

### 毎月納付と6ヵ月前納との比較

区分	毎月納付 (H16.10~H17.3)	6ヵ月前納	割引額
定額保険料	79,800円 (13,300円×6ヶ月)	79,150円	650円
定額付加保険料	82,200円 (13,700円×6ヶ月)	81,530円	670円

### 国民年金保険料の6ヶ月前納のご利用を

現在、国民年金保険料を毎月納めている方が、平成16年10月から平成17年3月までの6ヵ月分を10月にまとめて納めていただきますと、保険料が割引される「前納割引制度」があります。

毎月の保険料の納入の手間が省け、保険料も割引となる前納制度をご利用ください。

この6ヶ月前納を希望される方は、お早めに住民福祉課国保年金係までお申し込みください。

### 生涯にわたり支給される国民年金などの公的年金について

国民年金のような公的年金は、民間の会社の商品である私的年金と異なる点がいろいろあります。老後の所得保障の柱となり、全員が加入し、物価や生活水準などの変動に応じて支給額を改定し実質価値を維持し、年金原資は本人及び後世代の支払った保険料、運用収入及び国庫負担でまかなわれているなどの点が私的年金と異なっています。

なかでも、終身にわたり支給される点が大きな特徴でしょう。つまり、公的年金は実質的な価値の維持された給付が、長生きした場合にも生涯にわたって受けられる終身年金となっています。また、障害を持ったたり、遺族となられた場合には、それぞれ相当程度の障害年金、遺族年金が支給されます。

よく人生80年といわれますが、私たちが何歳まで長生きするのか、障害を持ったたり、遺族になったりするのかわからない予測は難しく、これに備えて十分な貯蓄等を計画的に行うことは困難です。このような不確実性にも、世代間扶養の仕組みの公的年金でこそ対応することができまます。すなわち、公的年金は本人及び後世代の支払った保険料や国庫負担等が支払の原資となるので、経済変動などにも対応した終身給付を行うことができるのです。

用の原資としており、有期年金が中心となっています。任意加入の私的年金を終身年金にすると長生きしそうだと考えれば加入する可能性があり、保険料を大幅に引き上げない限り制度の運用は困難となります。

生涯にわたって支給される公的年金の安心についても一度考えてみましょう。

#### 国民年金に関する

##### お問い合わせは

住民福祉課国保年金係まで

☎ 62・9111

(有) 9111

### 年金受給者等に対する不審な電話等にご用心!

年金受給者や被保険者、その家族に対して、社会保険職員等を装って「年金の払い過ぎがあったので、指定の銀行口座に振り込むように。振り込まない場合は、次回の年金支払いを停止する」国民年金が未納であるので、至急支払うように」といった電話や、「医療費の払い戻しや社会保険の手続きのための手数料が必要」と訪問するなどの事例があり、被害も発生しています。

社会保険庁、地方社会保険事務局や社会保険事務所では、指定口座に現金の振込みを依頼することや社会保険の手続きのための手数料と称し

て現金を徴収することはありませんので、くれぐれもご注意ください。なお、不審な電話などを受けた場合には、直ちにお近くの社会保険事務所等にご連絡いただきますようお願いいたします。

#### 【不審な電話等の主な事例】

#### 年金の過払いの払戻しを求める手口

社会保険職員を装って「年金の払い過ぎがあったので、指定の銀行口座に振り込むように。振り込まない場合は、次回の年金支払を停止する」という電話があった。

その他：国民年金基金、国民年金管理センター、年金総合管理センターなどを名乗る場合があった。

#### 年金の未納保険料の支払を求める手口

日本債権管理センターと名乗り「はがきで先に照会したが、国民年金の未納があるので至急支払うように」といった電話があった。

その他：社会保険事務所の職員、日本債権センター、日本債権調査組合などを名乗る場合がある。

#### 手数料の支払いを求める手口

社会保険と名乗る者が自宅に訪問し「医療費の払戻しや社会保険の手続きのための手数料が必要」との要求をした。